

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	子ども未来部
種 類	随時監査
監 査 日	令和 4 年 7 月 27 日
提 出 日	令和 5 年 4 月 21 日
担 当	子ども未来部 子ども政策課 (TEL 3812)

意見事項	措 置 状 況
<p>1 支出負担行為書の取消し忘れについて</p> <p>子ども未来部子ども保育課において、令和3年4月15日に財務会計システムにより、令和3年度4月分地域型保育給付費に係る支出負担行為書を作成した。ところが、同日中に当該支払については支出負担行為書兼支出命令書により支払うことができると判明したため、新たに支出負担行為書兼支出命令書を作成し、後日当該支払いを終えた。</p> <p>しかしながら、当初に作成した支出負担行為書を取消していなかった。</p> <p>他方、会計課からは、令和3年度決算にあたり、財務会計システム上の誤りがないか確認するため、令和4年5月11日、支出命令が行われていない伝票がないか等を確認するよう各課に通知されていた。さらに、令和4年5月26日にも確実に確認するよう再度通知されていた。</p> <p>しかしながら、子ども保育課の担当者は当該確認を行っておらず、また、課内及び部内で確認されることもなく、出納閉鎖となった。</p> <p>支出命令未済の有無などの決算に係る事項の確認を子ども保育課として徹底するとともに、再発防止に部全体で取り組まれない。</p>	<p>再発防止のため事務マニュアルに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○誤った伝票を作成、確定した場合には、必ず誤った伝票を削除すること、 ○出納閉鎖前(5月)に、財務会計システム上の誤りがないか、会計課からの確認依頼の際には複数人で確認を行うことを明記した。 <p>また、会計課からの確認依頼の際には、子ども政策課から部内各課に対し、確認作業について実施状況の報告を求めることとした。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会
種 類	随時監査
監 査 日	令和 5 年 2 月 22 日
提 出 日	令和 5 年 4 月 25 日
担 当	教育委員会 教育政策課 (TEL 265-4141 内線 3851)

意見事項	措 置 状 況
<p>1 コミュニティ・スクールで使用する備品について</p> <p>学校教育法第5条は、原則、設置者が学校の管理運営経費を負担する旨規定している。また、文部科学省が定めている学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（国庫補助金）実施要領は、補助対象とする経費については、各地方公共団体や学校、PTA等の通常の活動にかかる経費と明確に区別し、まぎれないようにすること及びそれぞれ所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努める旨規定している。</p> <p>しかしながら、全69の学校支援推進委員会（以下「委員会」という。）のうち、令和3年度末時点でこれまでに学校支援推進委員会負担金（以下「負担金」という。）で総額50万円以上の備品を購入していた42の委員会に対し、当該備品の使用状況について監査委員が調査した結果、38の委員会がコミュニティ・スクール（以下「コミスク」という。）と関係がない学校教育活動で備品を使用しており、また、2つの委員会が備品の使用を希望していた。</p> <p>これまで委員会が負担金で購入した備品については、国庫補助金の対象外であり、岐阜市が実質全額負担していることから、今後は、学校教育活動やコミスクの活動で使用する備品については、学校配当予算で購入すべきである。</p>	<p>令和5年度から、備品費を負担金の使途から除外し、所要の備品は学校配当予算で購入するように改め、令和5年4月11日に開催したコミュニティ・スクール推進事業担当者会において、全ての委員会にその旨を周知・指導した。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会
種 類	随時監査
監 査 日	令和 5 年 2 月 22 日
提 出 日	令和 5 年 4 月 25 日
担 当	教育委員会 教育政策課 (TEL 265-4141 内線 3851)

意見事項	措 置 状 況
<p>2 学校支援推進委員会負担金の使い切りについて</p> <p>令和3年4月15日付岐阜市教育委員会通知「コミュニティ・スクール運営・予算執行について」は、単年度事業であるため、次年度準備のための消耗品の購入はしないこととしている。</p> <p>しかしながら、全69の委員会のうち、令和3年度の負担金を満額使用していた35の委員会に対し、令和4年1月から3月にかけて消耗品購入の有無を調査した結果、28の委員会が消耗品（印刷用紙又はインク）を購入していた（教育委員会への決算報告書等の提出期限は令和4年3月4日）。</p> <p>このような状況は、交付を受けた負担金を年度内で使い切るため、年度末に当該年度に必要とする数量以上の消耗品を購入したのではないかという疑問が生じることから、必要性の低い事業に支出することがないように定期的に調査を行い、負担金上限額の見直しを図りたい。</p>	<p>令和5年度から、近年の執行状況に係る調査結果等を踏まえ、備品費を負担金の使途から除外し、所要の備品は学校配当予算で購入するよう改めるとともに、負担金上限額を25万円へ減額する見直しを図った。</p>
<p>3 学校支援推進委員会負担金にかかる書類審査について</p> <p>全69の委員会の令和3年度の予算書及び決算報告書並びに備品一覧を確認したところ、一部に費目計上誤り等の不備があった。</p> <p>今後は、各委員会の予算書や決算報告書等の書類審査において、記載内容を十分精査し、誤った記載がある場合は、是正されたい。</p>	<p>令和5年3月に委員会から令和4年度の決算報告書が提出され、複数人で書類審査を行い、記載内容を十分に精査した。</p>